

対象となる方（下記全てを満たす方）

- 身体障害者手帳または障害者総合支援法の対象の難病を有する方。
- 身体状況または生活環境等の状況により補装具が必要な方。
- 介護保険制度または労災保険等、他の制度では必要とする補装具が給付されない方。

対象となる肢体不自由系補装具

障害部位	種目
肢体不自由	義肢（義手・義足）、装具（下肢・靴型・体幹・上肢）、姿勢保持装置、車椅子、電動車椅子、歩行器、歩行補助つえ（松葉つえ、カナディアン・クラッチ、ロフストランド・クラッチ、多脚杖、プラットホーム杖） ※18歳未満のみ：座位保持椅子、起立保持具、排便補助具
心臓機能障害 呼吸器機能障害	車椅子、電動車椅子
重度の肢体不自由 かつ音声・言語障害	重度障害者用意思伝達装置

支給額について

- 製品の購入費等の費用と補装具費の支給上限額（*）を比較して、低い方の額に9割をかけた額を支給します。
- 生活保護世帯、市民税非課税世帯の場合は、製品の購入等の費用と補装具費の支給上限額を比較して、低い方を全額支給します。
- 利用者本人またはその配偶者の**市民税所得割額が46万円以上である場合は、支給対象外です。**

*支給上限額については、厚生労働省ホームページ（補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準）を参照いただくか、ウエルポートせんだい（022-771-6511）にお問合せ下さい。

申請に関するご案内

		種目ごとの流れ	必要書類
18歳未満	購入の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・補装具費支給意見書(★) ・処方箋(★) ・見積書
	修理の場合		<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・見積書
18歳以上	購入の場合	<p>以下の種目をご希望の場合、原則、ウエルポートせんだいに来所していただきます。申請後、来所日のご案内があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義肢（新規、再支給の一部） ・装具（新規、再支給の一部） ・車椅子（新規、再支給の一部） ・電動車椅子 ・姿勢保持装置 ・重度障害者用意思伝達装置 ・特例補装具 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) <p>以下の書類を提出いただく場合、文書による手続きが可能。来所は不要となります。 ※電動車椅子、特例補装具を除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○) ・補装具費支給意見書(★) ・処方箋(★) ・見積書
	修理の場合	<p>以下の種目をご希望の場合、原則、ウエルポートせんだいへの来所は不要です。 ※特例補装具は除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・義肢（装飾用義手、足根中足義足、足趾義足の再支給） ・装具（下肢装具と靴型装具の再支給） ・車椅子（レディメイド）の再支給 ・歩行補助つえ ・歩行器 	<ul style="list-style-type: none"> ・申請書(★)(○)

※ ★印の様式は当センターホームページからダウンロードができます。

※ ○印の様式は電子申請をご利用の場合は不要です。

※ 不明な場合はウエルポートせんだい（022-771-6511）にお問合せ下さい。

申請方法

☞ 電子申請の場合（せんだいオンライン申請）

二次元コードを読み取り申請してください。



☞ 郵送申請の場合

仙台市障害者総合支援センター（ウェルポートせんだい）に申請書類を郵送してください。申請書類は以下の二次元コードのアクセス先からダウンロードしてください。

※各区・宮城総合支所障害高齢課窓口でも申請が可能です。



問い合わせ・申請書送付先

仙台市障害者総合支援センター
（ウェルポートせんだい）

〒981-3133

仙台市泉区泉中央2-24-1

TEL 022-771-6511

FAX 022-371-7313

Eメール wellport-reha@city.sendai.jp



補装具費支給制度のご案内 （肢体不自由）

身体に障害のある方の身体機能を補うために、車椅子や義肢、装具等の用具を購入・修理するための費用を支給します。



仙台市障害者総合支援センター
（ウェルポートせんだい）

令和7年1月